

財務省告示第三百十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十七年八月二十二日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十七年八月十九日

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二百三十五回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二條第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	成振替法（七十五号）以下	日本郵政公社による国債の募集に際しては、千四百億円の範囲内において、千四百億円の範囲内で行う。このうち、千四百億円の範囲内で行う。このうち、千四百億円の範囲内で行う。	千四百億円

六 払込金額
七 最低額面金額
八 振替単位

九 発行日
十 集約価格
十一 利率
十二 経過利率
十三 払込み

十三 初期利子

発行する利付国債については、
額面金額で八十億円
五千四百億円
五万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金額と
の整数倍の金額によるものと
する。平成十七年八月二十二日

平成十七年八月二十二日
額面金額百円につき百円
日本郵政公社総裁は、払込金
額に加え、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する。期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座に記載又は記録されるもの
にいついては、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金額
額に百分の二十を乗じた金額
(一) おいたし、当該債を發行時
に又は外国取す者が非居住に
者又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式による算出
した金額に(一)の算式による算
外した金額が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額を所得控
除する。平成十七年二月二十日
を支払期

とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times 1$$

十四	第二期 以後の利子	毎年二月二十日及び八月二十日 を支払う。各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。	平成十九年八月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成十七年八月二日から平成十 七年八月十六日まで	平成十七年八月二十二日	払込期日
十五	償還期 償還金額	平成十九年八月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成十七年八月二日から平成十 七年八月十六日まで	平成十七年八月二十二日	払込期日	
十六	元利支 場所	日本銀行	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成十七年八月二日から平成十 七年八月十六日まで	平成十七年八月二十二日	払込期日	
十七	募集期 間	平成十七年八月二日から平成十 七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	募集期間	
十八	払込期 日	平成十七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	平成十七年八月十六日まで	払込期日	
十九	第二期 以後の利子	毎年二月二十日及び八月二十日 を支払う。各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。	平成十九年八月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成十七年八月二日から平成十 七年八月十六日まで	平成十七年八月二十二日	払込期日